

平成24年度 三重県工業研究所「課題解決型」共同研究 公募要領

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という）は、県内事業者の研究開発又は技術開発における課題の解決や地域資源の活用を支援するため、県内事業者等と行う共同研究を以下のとおり募集します。

対象とする研究分野に応じて、「人材育成型」、「新製品・新技術開発型」、「技術改良・課題解決支援型」に区分しており、いずれかの区分を選択して申請してください。

申請受付期間は、平成24年5月28日（月）から11月30日（金）までです。申請の締め切り予定は、6月、7月、9月、10月、11月の各月末とします。申請に関するご質問等は、お問い合わせ先へお気軽にお寄せください。

1 共同研究の概要

(1) 共同研究の対象

この公募要領において、共同研究とは、工業研究所と事業者が共通する技術課題を分担して研究し、共同で解決する研究開発をさします。

共同研究の対象は、別表1に示す研究分野のうち、平成24年度において対応が可能な課題に関するものとします。

(2) 対象とする事業者（共同研究者）

原則として、県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等、但し人材育成型、技術改良・課題解決型共同研究では中小企業のみ）を共同研究者とします。ただし、技術移転可能な共同研究については、県外事業者も対象となる場合がありますので、事前に問い合わせ先までご連絡ください。

(3) 共同研究の区分と研究の範囲

以下の3つの区分からご希望の区分を選択して申請してください。

「人材育成型共同研究」：企業の技術課題を解決するための共同研究課題で、企業の技術人材が工業研究所の指導等により研究に従事することで、研究能力を育成します。

「新製品・新技術開発型共同研究」：工業研究所の技術シーズや設備を活用して、新製品や新技術等を開発するための課題とします。

「技術改良・課題解決型共同研究」：企業等が直面する技術課題を解決するため、工業研究所の技術支援を必要とする課題とします。

(4) 研究期間

原則、平成24年度末（平成25年3月末）までとします。但し、研究期間が複数年度にわたることが明らかな場合は、研究期間全体を通して内容を審査し、課題として採択することもできます。その場合も、契約は各年度ごとに行います。

(5) 共同研究経費の負担

共同研究者は、自らが実施する研究に要する費用を負担します。

共同研究者が県外企業等の場合には、工業研究所の研究に要する費用を共同研究者に負担していただきます。

共同して出願する特許等の出願費用（弁理士費用等含む）及び特許料は、第三者に対する実施権の取扱い（禁止・保留・同意）により共同研究者の負担が変わります。

第三者に対する実施権の取扱いは、共同出願契約を締結するときに、三重県と共同研究者が協

議して選択します。その取扱と経費の負担の詳細は、次のとおりです。

- ・ 第三者に対する実施権の付与の禁止
共有特許を共同研究者が独占的に実施する場合など、共同研究者以外の事業者（第三者）に実施させない場合
共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・ 第三者に対する実施権の付与の保留
実施権を求める第三者が現れたときに、実施権の付与について三重県と共同研究者が協議して決定する場合
共同研究者が、出願費用及び特許料を全額負担します。
- ・ 第三者に対する実施権の付与の同意
実施権を求める第三者が現れたときは、必ず実施許諾を行う場合
三重県と共同研究者が、出願費用及び特許料の特許の持分に依りて負担します。

2. 申請から採択に至る手続き

(1) 申請書の提出

三重県工業研究所「課題解決型」共同研究申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、書類の提出により共同研究の申請をしていただきます。申請の書式・公募要領等は三重県工業研究所のホームページから取得していただくか、直接研究担当者または企画調整課までご連絡ください。

(2) 事前調査（申請書受付後に実施）

工業研究所の研究担当者が、申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認させていただくとともに、申請内容と研究所の研究能力の適合、研究の分担、研究所の費用の見積り等についても確認させていただき、「共同研究調書」（様式第3、4号）、人材育成型共同研究では「人材育成計画書」（様式第5号）を併せて作成します。

また、共同研究において工業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、申請者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。

(3) 審査

申請書及び事前調査の結果から、工業研究所共同研究審査委員会において審査し、共同研究者を選定します。研究期間が複数年度になることが明らかな場合は、研究期間全体を通じて研究内容を審査し、1回の審査で共同研究者を選定することができるものとします。ただし、共同研究契約は各年度において締結していただきます。

(4) 審査結果の発表及び通知

採択された申請者に採択通知書、不採択となった申請者に不採択通知書を送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載しますので、再申請される場合の参考にしてください。また、採択された申請者の名称・所在地及び共同研究課題名をホームページ等で公表します。

なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究契約を締結できませんのでご注意ください。

(5) 共同研究契約の締結

共同研究の分担、研究所の費用などについて工業研究所と共同研究者が協議した上で、共同

研究契約書（ひな形：様式第8号）を締結します。

なお、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

(6) 共同研究の開始と実施負担金の納付

共同研究者が県外企業等の場合には、共同研究契約の締結後に、共同研究に係る経費（工業研究所で要する実費）の納付書を共同研究者に送付します。納付書に記載のある支払い期限までに指定金融機関でお支払いください。

3. 審査の基準

以下の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断いたします。

(1) 工業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性

申請内容に対して、工業研究所の研究分野や保有する設備等で対応できるかどうか。

(2) 申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であるか、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）がどの程度見込まれるか。

(3) 申請者の県内における事業化計画

申請者が、共同研究の成果を活用して事業化・商品化等を進める具体的な計画を持っているか。また、県内産業への波及効果が見込まれるか。

(4) 申請者の研究開発能力

申請内容に対して、申請者が十分な研究体制・能力を持っているか（持とうとしているか。）。

(5) 共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

特に、廃棄物に関する研究など、対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。

(6) 共同研究の制度に対する申請者の理解

共同研究者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の条項などに対して、申請者が十分に理解しているか。

4. 不採択となった場合の対応

不採択となった申請の場合でも、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの対応が可能な場合は、申請者の研究開発課題の解決に向けたお手伝いをさせていただく場合があります。

5. その他注意事項

(1) 共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、共同研究契約書により規定しておりますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。共同研究実施要領、共同研究契約書記載例などの関係書類等は、「平成24年度共同研究の公募」のページ（<http://www.mpstpc.pref.mie.lg.jp/kou/koubo/needs/H24kyodo.htm>）に掲載しております。

(2) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、事業者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。

例) 製造物責任法(PL法)、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、など

(3) 情報公開

共同研究者名及び共同研究課題の公表

採択通知及び不採択通知を申請者に送付すると同時に、採択された申請者の名称・所在地及び共同研究課題名をホームページ等で広く公表します。

共同研究報告書の開示

工業研究所及び共同研究者は、各年度末までに相互に内容を協議したうえで、共同研究報告書を作成します。なお、この共同研究報告書は、あらかじめ相手方の承認を得ることなく開示できるものとしします。

三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て(申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が工業研究所に提出した文書・データ等)が三重県情報公開条例の対象となります。

共同研究に関して、共同研究者以外の第三者から情報公開請求があった場合、「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は非開示情報に該当しますが、人の生命・身体・財産や環境を保護するため公開が必要と認められる情報や、情報公開審査会において公開と判断された情報は開示する場合があります。

詳しくは、県ホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/index.htm>)をご覧ください。

6. 申請方法・お問い合わせ先

申請は、工業研究所に申請書及び添付書類を直接提出していただくか、「共同研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください。

また、ご質問などのお問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時までにお電話・FAXで担当者までご連絡ください。メールでのお問い合わせも可能です。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5-45 三重県工業研究所 企画調整課
電話：059-234-4037 FAX：059-234-3982 担当者：荅庵・富村・宮脇
E-mail：kougi@pref.mie.jp

別表1 共同研究が可能な研究分野リスト

所属名	番号	共同研究の対象とする研究分野
工業研究所	1	機械及び機械部品の研究
	2	金属加工技術の研究
	3	電子材料及び電子デバイスの研究
	4	エネルギー関連技術に関する研究
	5	化学及び高分子材料の研究
	6	土木建築材料の研究
	7	医薬品の研究
	8	食品及び発酵食品の研究
金属研究室	9	金属材料の研究
	10	鑄造技術の研究
窯業研究室	11	窯業原材料及び製品の研究
	12	窯業製品のデザイン開発

平成 年 月 日

三重県工業研究所長 あて

代表取締役等の契約能力のある役職の方

所在地 市 町 XXX-XX
事業所名 (株)
代表者名 役職

印

下記のとおり共同研究を行いたいので申請します。

記

1 共同研究の区分(別表1から選択)

レ 人材育成型 新製品・新技術開発型 技術改良・課題解決型

研究分野番号(別表1から選択)

(XXXX) ・ (YYYY) ・ ()

2 研究課題名

例) による の開発

3 研究開発の内容

例) が有する 機能を利用した、 への の活用を検討するとともに、 による 技術の性能向上を図り、 等の新製品を開発する。

4 三重県工業研究所と共同研究を必要とする理由

例) に関する技術に関して、当社では知識、技術などが不足しており、当研究の目的の達成のためには、 に関して三重県工業研究所が有する技術・ノウハウ・設備等が必要である。

5 三重県工業研究所に希望する研究内容、及び自社で実施する研究内容

三重県工業研究所が実施する研究内容 例) の配合の最適化
の評価法の開発

自社で実施する研究内容 例) の回収方法の開発
の材料の調製と提供

6 共同研究成果の活用（事業化等）計画・見込み

例) 共同研究の成果を活用して 技術の性能向上を図り、 事業所（住所：三重県 市）
において の機能を持った新製品を製造し、平成 年を目途に販売する予定である。

7 自社における共同研究の実施場所名及び住所

例) (株) 事業所
三重県 市 町 xxx-xx

8 研究希望期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

複数年度にわたって共同研究を行う必要がある場合は、平成25年度末を限度として申請
することができます。

9 共同研究参加予定者の所属職氏名（参加予定者を全て記入してください。（参加予定者を全
て記入してください。「人材育成型」を申請する場合、人材育成の対象となる参加者の名前に 印を
記載してください。）

(株) 事業所 所属 職名 、所属 職名
(株) 事業所 所属 職名 、所属 職名

10 三重県工業研究所が実施する研究に要する費用に対する負担可能金額

共同研究者への請求はございません。

11 共同研究に関して三重県工業研究所に提供する研究用材料等

研究用資材等の名称	性状	成分データ等 の有無	産業廃棄物に該当 する場合の区分
例) 化合物	粉状	有 (無)	特管 特管以外 (非該当)
例) x x 剤	液体	(有) 無	特管 特管以外 (非該当)
例) 汚泥	スラリー状	(有) 無	特管 (特管以外) 非該当

成分データや製造工程等の資料がある場合は、本申請書に添付してください。

特管：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5号に規定される「特別管理産業廃棄物」

12 連絡先

住所 〒xxx-xxxx 市 町 xxx-xx

担当者 職氏名 課 職名

電話：xxx-xxx-xxxx F A X：xxx-xxx-xxxx Email：xxxx@xxx.co.jp

